

令和2年度(2020年度)  
第3回越谷市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時

令和2年(2020年)11月27日(金) 14時00分～16時05分

2 場 所

越谷市中央市民会館 5階 特別会議室

3 出席者

(1) 委員

石川会長、幸田副会長、近藤委員、野田委員、橋本委員、井上委員、原委員、野口委員

(2) 事務局

総務部総務課：宮内課長、筋調整幹、近山主任、染谷主事

(3) 諮問実施機関

行財政部市民税課：榎木調整幹、平塚主幹

行財政部情報推進課：柴田主幹、山田主幹

4 公開・非公開の別

公開

5 傍聴者

なし

6 合意・決定事項等

- (1) 特定個人情報保護評価書の第三者点検について  
意見照会の内容について、承認された。

8 会議内容

別紙「会議録要旨」のとおり

9 会議資料

(1) 審議事項資料

- ① 特定個人情報保護評価書意見照会書、特定個人情報保護評価書(案)  
第三者点検資料及びチェックリスト【市民税課】

**令和 2 年度(2020 年度)**  
**第 2 回越谷市情報公開・個人情報保護審議会会議録要旨**

**1 開 会**

- 司会（宮内課長）による開会挨拶、会議資料の確認等
- 議長（石川会長）による議事進行へ移行
- 傍聴者の確認 ⇒ 傍聴者なし

**2 審 議**

(1) 特定個人情報保護評価書に関する意見照会について【市民税課】

**【諮問】**

市民税課の個人住民税賦課に関する事務における特定個人情報保護評価書（以下、「評価書」という）の適合性及び妥当性について、審議会の意見を求めるもの

**【審議】**

- 諮問内容に入る前に特定個人情報紛失事案について経緯等詳細を報告
- 事務局及び諮問実施機関が、「特定個人情報保護評価書（案）」に基づき、諮問趣旨を説明

● 質疑応答

- ① 資料 2-1 の連携図のなかで、市民税課内で国税連携システムから課税支援システムへ移行する際、フラッシュメモリとの記載があるが、これはUSBメモリのようなものか。またその保管について評価書への記載はあるか。

（諮問実施機関）

フラッシュメモリと記載したが外部記録媒体であり、評価書の 17 ページに記載のある通り、市の指針に基づいて施錠できる場所で保管している。

- ② 再委託の方法や委託先の信頼性を厳重にチェックしているか。また、どういった基準で確認しているか。

（諮問実施機関）

委託先の信頼性については、委託契約の中で、市の職員が年に 1 回委託先の現場に立ち入り検査をすることとしており、適正な個人情報の管理がなされているか、市の定めるセキュリティーポリシーや特定個人情報事務実施手順に沿ったものであるかを確認している。また、再委託先についても、委託し

た内容がすべて再委託先へ委託されないように、一部の事務のみに限って再委託することを確認している。個人情報の取扱いについても委託先と同レベルの管理をすることを確認している。

③ 委託先と再委託先の契約書は確認しているのか。

(諮問実施機関)

提出されたものについては確認している。提出していただけない場合は、再委託先の概要が分かる資料を保存している。

④ 委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることのチェックは必ずしも確認が行えていないということか。

(諮問実施機関)

書面ではできない場合もある。その件については、再委託のところで出てくるので順次説明する。

⑤ 本来、再委託は禁止であるはず。委託者は再委託先へは権利を行使できない。それを行うメリットはあるのか。共同受託やほかの方法では行えないのか。

(諮問実施機関)

越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針の中で、再委託を禁止している。しかし、ただし書きにより、受託者より再委託について協議があり、いずれかの各号に該当する場合、承諾することが出来るとしている。今回は2号の作業ごとに細分化しなければ、事務の執行上、著しく効率性を欠くときに該当する。再委託の承認申請を受けたパンチ入力業務は情報を正確、大量、迅速に入力する専門的な業務であり、再委託をしている。

システム関係の委託業務の中で専門的な業務については、再委託を承諾するという形は一般的な契約である。今後も市の契約を行う契約課と調整しながら契約方法を検討していきたい。

⑥ フラッシュメモリの保管について、外部に渡すことはあるか。

(諮問実施機関)

外部のシステムから情報を取り入れる際、市民税課の職員が使用する。

⑧ 定期的なパスワードの変更はどのくらいの頻度で行われるか。

(諮問実施機関)

国の指針により従前は、半年に一度変えることになっていたが、頻繁に変えることで推測しやすいパスワードになってしまうリスクがあるため、推測さ

れにくいパスワードを使用し、パスワードの期限を定めないことに変更された。頻度については定めていない。

⑨ 情報セキュリティ研修の回数等は。

(諮問実施機関)

情報セキュリティ研修については、新採用から職員の役職ごと、階層別に実施している。また、国が実施している「eラーニング」という特定個人情報の取扱いに関する研修も行っている。

⑩ 事務の中でリスクが大きいのは特定個人情報が漏えいするという点である。越谷市では漏えいしたということはないか。

神奈川県の場合では、端末を破棄する際に流出があったが、越谷市では、職員が立会いを行い、端末を物理的に破壊してから破棄する等対応しているため、流出はないと考えている。

⑪ 個人情報保護委員会から出ている5年ごとの見直しに係る注意事項の資料を確認したことはあるか。

(事務局)

総務課ではその資料を確認している。今回の見直しの際、確実に渡したかについて確認はないが、今後も国の情報を確認し、共有する。

⑫ 今回紛失事故はあるが、重大事故の定義は把握しているか。

(諮問実施機関)

重大事故は故意によって漏えいした場合や100人以上の流出の場合などがある。今回のケースでは該当しないことを確認している。

⑬ 再委託先に個人情報を取り扱わせているか。

(諮問実施機関)

課税データに個人情報が含まれているため、取り扱っている。

⑭ 再委託先をする場合に契約書を見せる、立ち入り検査を実施するなど、承諾するための指針やルールはあるか。

(諮問実施機関)

再委託の契約の際、原則として委託先と再委託先の契約書を付けることとしている。ごくまれに、開示できない部分が含まれている場合は、秘密保持について契約書に記載されていることを条件に許可している。

## 【意見】

- 再委託先に対して、立ち入り検査を行うなど管理を行っているが、保護評価書に記載がない。実施しているのであれば是非記載してほしい。
- 過去の事例から、再委託をすることはリスクが高いことなので、安易に行うことはあってはならない。再委託をする必要性が本当にあるのか、指針に該当するか、しっかり検討したうえで再委託の必要がある場合は、危険度を下げる対策が必要となる。契約書を確認することが一番であるが、出来ない場合には、秘密保持の契約を締結している確認証明を取るなど、担保をとり、その旨を評価書へ記載してほしい。
- 特定個人情報紛失事案については、紛失した件数は少ないが大変な事故である。市の信用にもかかわるので今後起こらないよう職員間で認識を共有してほしい。

## 【結果】

意見照会の内容を承認し、別紙答申書(案) のとおり答申することを決定した。

## 3 その他

### ● 特定個人情報の紛失事案について

全職員へ特定個人情報等の適正な管理の徹底について通知したことを報告するとともに、特定個人情報を取り扱う課所において、改めて特定個人情報等の取扱いを見直すよう再検証を依頼し、実施したことを報告した。

### ● 個人情報保護法改正について

井上委員より情報提供いただいた新聞記事について報告するとともに、今後の予定について報告した。

## 4 閉会

- 司会（宮内課長）による閉会挨拶

<答申書（案）>

越 情 審 議 第 1 4 号  
令和2年(2020年)11月27日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 石 川 麗 子

特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性に関する第三者点検について（答申）

令和2年10月23日付け越市税第636号で意見照会がありました個人住民税賦課に関する事務における特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の適合性・妥当性の審査については、特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）に定める審査の観点に照らし審査したところ、当該評価書は適合性・妥当性ともに基準を満たしていると判断し、その内容を適当なものと認めます。

なお、実施機関には、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる多様なリスクについて、最小限にするための付加的な努力が求められるため、個人情報保護対策について更なる調査研究を重ね、適切な措置を講じて万全を期すとともに、事務を再委託するに当たっては、特定個人情報の取扱いについて特に留意することを要望します。